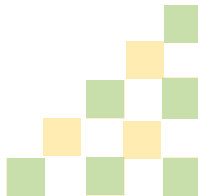


令和3年度業務実績及び返還金の 回収状況等について



I. 令和3年度業務実績のポイント（奨学金事業）

1. 新型コロナウイルス感染症への主な対応状況	1
2. 自己評価の概要	2
3. 貸与奨学金－奨学金の的確な貸与	3
4. 貸与奨学金－債権の適切な管理及び返還金の確実な回収	4
5. 給付奨学金－奨学金の的確な支給	5
6. 全体評定及び法人に対する評価概要	6
7. 項目別評価の状況	7

II. 令和3年度返還金の回収状況等

1. 返還金回収状況（1／2）	9
2. 返還金回収状況（2／2）	10
3. 延滞債権の延滞年数別構成	11
4. 学種別延滞債権数割合	12
5. 3月以上延滞債権の状況	13
6. 減額返還者数・返還期限猶予者数	14

I. 令和3年度業務実績のポイント (奨学金事業)

I - 1. 新型コロナウイルス感染症への主な対応状況

家計の急変等により学業継続が困難となった学生への緊急支援

- **学生等の学びを継続するための緊急給付金（新規）** ※

厳しい状況にある学生等の学びを継続するため10万円を支給

※ 令和2年度においては「学びの継続」のための『学生支援緊急給付金』として実施

- **緊急特別無利子貸与型奨学金（継続）**

アルバイト収入が大幅に減少した学生等に対して、緊急的に有利子奨学金を実質無利子で貸与（利子を国が補填）

- **家計急変世帯への緊急対応（継続）**

給付奨学金において、家計急変後の所得見込で判定

- **貸与奨学金の期日前交付（新規）**

授業料等まとまった資金が必要な場合に、申請があった者に対し、前倒して振り込み

- **大学等による奨学金相当額の第二種奨学金採用前貸与（新規）**

早期に奨学金が必要となった学生等への緊急支援策として、採用前に大学等が第二種奨学金相当額を貸与し、採用後に当該額を機構が大学等の口座に振り込み清算することで、採用前に経済的な支援が受けられる仕組みを構築

卒業延期や休学する学生等に対する貸与奨学金の期間延長等

- **卒業予定期を超えて在学する者に対する第二種奨学金の貸与（継続）**

就職の内定取消し等のため、やむを得ず貸与終了（卒業）後も引き続き在学する学生等に対して、緊急支援策として、最大1年間、第二種奨学金を貸与

- **ボランティア活動等の社会貢献活動（学びの複線化）を行う者に対する第二種奨学金の貸与（継続）**

修学環境の変化を機に、ボランティア活動等の社会貢献活動を行う（学びの複線化）ため休学する者で、在学学校長が当該活動を有意義であると認める学生等に対して、休学中も最大1年間、第二種奨学金を貸与

1 奨学金事業 - 自己評価: 【A】

- (1) 貸与奨学金 - 自己評価: 【A】
- (2) 給付奨学金 - 自己評価: 【A】
- (3) 奨学金事業に共通する事項の実施 - 自己評価: 【B】

中期計画における小項目(1)(2)については、計画達成に加え、新型コロナウイルス感染症に対する積極的な支援策に努めたことから自己評価を【A】評定とし、(3)については、所期の目標を達成したことから【B】評定とする。

また、中期計画に記載されている事項以外に、「学生等の学びを継続するための緊急給付金」を令和3年12月20日の補正予算成立から4日後の12月24日より順次支給し、学生・留学生等の「学びの継続」に寄与したことから、奨学金事業全体の自己評価を【A】評定とする。

《中期計画に記載されている事項以外の特筆すべき業績》

■新型コロナウイルス感染症への対応

学生等の学びを継続するための緊急給付金の支給

新型コロナウイルス感染症の拡大により経済的に困窮する学生・留学生等を支援するために創設された「学生等の学びを継続するための緊急給付金」について、大学等から受け付けた推薦により、学生・留学生等に対する支給を実施した。

支給に際しては、文部科学省と連携のうえ、令和2年度に実施した「学びの継続」のための『学生支援緊急給付金』において構築していたシステムやノウハウ等を活用し、推薦からおおむね1週間以内の送金を行うことによって、経済的な事情により学業の継続に支障をきたしている者に対する迅速な支援を図った。

特に、給付奨学金の受給者であって、一定の条件を満たす者については、学生等からの申請や大学等からの推薦を経ることなく支給することとし、令和3年12月20日の補正予算成立から4日後の12月24日より順次支給した。

<支給実績>

(単位:人)

区分	令和3年度
支給者数	601,418

(令和4年3月31日現在)

I - 3. 貸与奨学金 - 奨学金の的確な貸与

◎令和3年度計画

- 適切な審査に基づき、真に支援を必要とする者に奨学金を貸与する。

■ 貸与奨学生の新規採用状況

貸与基準に基づき適切な審査を行い、下表のとおり貸与奨学生を採用した。

(単位：人)

区分	令和3年度	(参考)令和2年度
第一種	177,579	193,517
緊急採用 ※1	534	759
猶予年限特例 ※2	36,712	38,326
第二種	214,905	254,215
応急採用 ※1	1,127	2,937
緊急特別無利子貸与型奨学金 ※3	904	2,619

※1 生計維持者の失職、破産、事故、病気、死亡等又は火災、風水害等の災害等により家計が急変し、緊急に奨学金の必要が生じた場合に申し込むことができる貸与奨学金。緊急採用が第一種奨学金（無利子）、応急採用が第二種奨学金（有利子）にあたる。

※2 申込時の世帯収入が一定基準以下（例：給与所得のみの世帯の場合、年間収入金額300万円以下）の第一種奨学生について、卒業後に一定の所得を得るまでの間は返還期限を猶予する制度。

※3 令和2年度から応急採用（第二種奨学金）の一部として実施しているものであり、新型コロナウイルス感染症拡大の影響でアルバイト収入が減少した者等を対象として採用し、利子が国が負担する制度。人数は、応急採用の内数。

■ 自己評価 [A]

貸与基準に基づき適切な審査を行い、貸与奨学生を採用した。採用に係る各手続きにおいては、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた弾力的な取扱いを行ったほか、緊急特別無利子貸与型奨学金の継続や貸与奨学金の期日前交付等の新規の対応を行い、真に支援を必要とする者に奨学金を貸与した。

■ 大学等進学予定者に係る採用候補者の決定状況

令和4年度採用候補者については、以下のとおり決定した。

- ・第一種奨学金：169,530人（令和3年度：161,302人）
- ・第二種奨学金：186,449人（令和3年度：191,200人）

■ 新型コロナウイルス感染症への対応

- 奨学金申込・推薦手続き、書類の提出期限に係る弾力的な対応
- 緊急特別無利子貸与型奨学金
- 貸与奨学金の期日前交付
- 大学等による奨学金相当額の第二種奨学金採用前貸与
- 卒業予定期を超えて在学する者に対する第二種奨学金の貸与
- ボランティア活動等の社会貢献活動（学びの複線化）を行う者に対する第二種奨学金の貸与

I - 4. 貸与奨学金 - 債権の適切な管理及び返還金の確実な回収

◎第4期中期計画／令和3年度計画

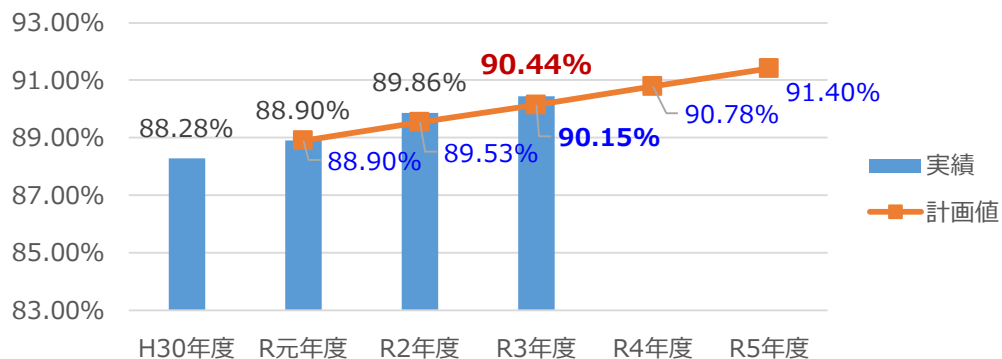
今中期目標期間中の貸与奨学金の当年度分の回収率（当該年度に返還期日が到来するもの）や要返還債権数や要返還債権額に占める3か月以上延滞債権の割合にも留意のうえ、**総回収率（当該年度に返還されるべき要回収額に対する回収額の割合）を中期目標期間中に91.4%以上とする。**

（令和3年度計画値：90.15%以上）

■総回収率及び関連指標の計画達成状況

		中期目標	年度計画	年度実績	達成度	評定
評価指標	総回収率	91.4%以上	90.15%以上	90.44%	100.3%	A
関連指標	当年度回収率	97.3%以上	97.17%以上	97.81%	100.7%	A
	3か月以上延滞債権数の割合の改善率	10%以上	6.0%以上 (割合3.35%以下)	23.31% (割合 2.73%)	122.7%	
	3か月以上延滞債権額の割合	3.26%以下	3.32%以下	2.67%	124.3%	

<総回収率の推移>



R3年度評定基準
S：質的に顕著な成果が得られている
A：100.00%
B：90.15%以上
100.00%未満
C：72.12%以上
90.15%未満
D：72.12%未満

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、数値が悪化することも懸念されたが、令和3年度実績においては、総回収率及び関連指標はすべて計画値を達成した。令和3年度の新たな取り組みとして、企業による奨学金返還支援制度（代理返還）を始めた。新型コロナウイルス感染症の影響については、令和4年度以降も引き続き注視していく必要がある。

■自己評価 **[A]** 総回収率 **[A]** 関連指標 **[A]**

返還金の確実な回収の取組により、総回収率及び関連指標はすべて計画値を達成した。コロナ禍という制約がある条件下においても、3か月以上延滞債権数の割合の改善率及び3か月以上延滞債権額の割合の達成度が120%を超え、顕著な成果が得られた。

I - 5. 給付奨学金 - 奨学金の的確な支給

◎令和3年度計画

- 給付奨学金については、真に支援が必要な低所得者世帯の者に対し、(中略)適切な審査に基づき支給を行う。
- また、平成29年度から令和元年度に認定された者に対する給付奨学金については、経過措置として支給を行う。

■令和2年度から開始した新たな給付奨学金

① 在学採用の募集・選考

春と秋に募集を行い、マイナンバーを活用して適切に審査を行ったうえで、下表のとおり採用者を決定した。

② 家計急変採用の募集・選考

生計維持者の死亡や事故、病気、失職又は震災等による被災など予期できない事由で家計が急変した学生を対象に、年間通じて随時募集し、採用を決定した。

<新規採用状況>

(単位：人)

	令和3年度	
	採用者数	うち家計急変
採用者数	128,049	1,574

③ 令和4年度採用候補者(予約採用)

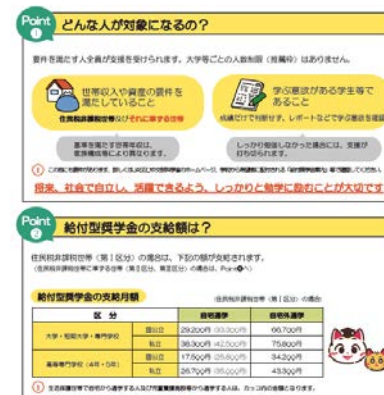
進学を予定している高校3年生等を対象に募集を行い、101,911人を採用候補者として決定した。

■新型コロナウイルス感染症への対応

- 家計急変採用は、新型コロナウイルス感染症の影響によって家計が急変した場合についても申込みの対象として周知した。
- 書類提出期限等に係る弾力的な取扱い
予約採用について、予備回として秋に申込期間(10月)を設定し、予備回の申込・推薦期間を延長した。



▲ 給付奨学金リーフレット 抜粋 ▶



平成29年度より実施している給付奨学金の状況

令和元年度までに採用した給付奨学生について、上級学科や4年制大学等に編入学するために継続した者(14人)を認定した。

■自己評価 [A]

令和2年度から開始した新たな給付奨学金制度について、リーフレット等を通じて情報提供を行い、家計急変採用を含め適切な審査に基づく採用を行い、新型コロナウイルス感染症により家計の急変などの影響を受けた者への支援を拡充するなど真に支援が必要な者に奨学金の支給を行った。また、平成29年度より実施している給付奨学金についても編入学者の認定などを適切に行った。

I - 6. 〈文部科学大臣評価〉 全体評定及び法人に対する評価概要

■ 全体評定

評定 (S、A、B、C、D)	(参考) 本中期目標期間における過年度の総合評定の状況				
	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
A	B	A	A	—	—
評定に至った理由	中期目標管理法人の活動により、全体として中期計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認められる。				

■ 法人に対する評価概要

法人全体の評価	<p>以下に示すとおり、一部、中期計画に定められた以上の業務の進捗が認められており、全体として中期計画に定められた以上の業務の進捗が認められるため。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 「学生等の学びを継続するための緊急給付金」に係る事業について、新型コロナウイルス感染症の拡大により経済的に困窮し学業の継続が困難になった学生・留学生等に対し、推薦からおおむね1週間以内に迅速に支援を行った。 ○ 新型コロナウイルス感染症に係る影響を踏まえ弾力的な対応を行い、また支援を拡充した。 ○ 貸与奨学金の総回収について、延滞初期における督促や債権回収業者への回収委託及び委託終了後の速やかな法的処理、返還が困難な者に対する返還期限猶予制度の周知等により、総回収率は90.44%に達し、コロナ禍という制約がある条件下において、総回収率は年度計画値90.15%を上回る90.44%に達した。同様に当年度分の回収率も、年度計画値97.17%を上回る97.81%に達した。 ○ 国として奨学金制度の改善を検討する過程において、学生生活調査の調査結果を活用した個別の集計やデータ分析について迅速に対応した。 ○ 「学生生活にかかる喫緊の課題に関するセミナー」について、コロナ禍において学生が様々な不安を抱えやすい状況にある中、メンタルヘルスに関して、1,000人を超える教職員に情報や知見の共有を行えた。 ○ 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の改正法に関してオンラインセミナーを新たに開催するなど、状況の変化に対応し事業の質を向上させた。 ○ 令和2年度に引き続き多額の寄附金を受け入れ、「新型コロナウイルス感染症対策助成事業」を実施して対象となる大学等のコロナ対策を支援した。
全体の評定を行う上で特に考慮すべき事項	新型コロナウイルス感染症拡大の影響により多くの学生、留学生等が経済的に困窮する事態に陥ったが、様々な施策を講じて迅速な支援を行った。

I - 7. <文部科学大臣評価> 項目別評価の状況

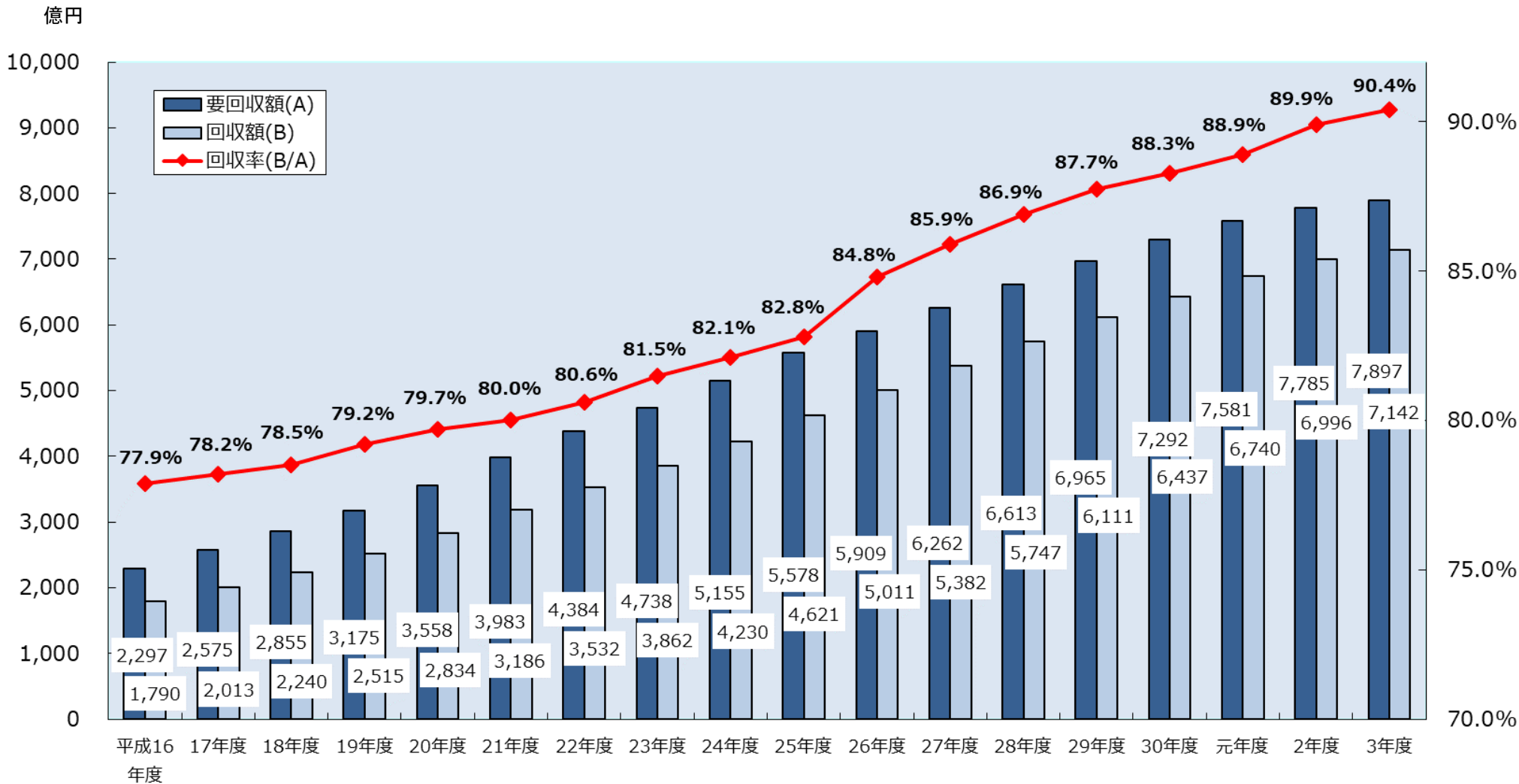
中期目標	年度評価				
	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
I. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置					
1. 奨学金事業	B	A	A		
(1) 貸与奨学金	(B)	(A重)	(A重)		
(2) 給付奨学金	(B)	(A重)	(A重)		
(3) 奨学金事業に共通する事項の実施	(B)	(B)	(B)		
2. 留学生支援事業	B	B	B		
(1) 外国人留学生に対する支援	(B)	(B)	(B)		
(2) 日本人留学生に対する支援	(B)	(B)	(B)		
3. 学生生活支援事業	B	B	A		
(1) 学生生活、学生生活支援に関する情報の収集・分析・提供	(B)	(B)	(A)		
(2) 障害のある学生等に対する支援	(B)	(B)	(A)		
(3) キャリア教育・就職支援	(B)	(B)	(B)		
II. 業務運営の効率化に関する目標を達成するために取るべき事項					
1. 業務の効率化	B	B	B		
(1) 一般管理費等の削減	(B)	(B)	(B)		
(2) 人件費・給与水準の見直し	(B)	(B)	(B)		
(3) 契約の適正化	(B)	(B)	(B)		
2. 組織の効果的な機能発揮	B	B	B		
3. 学生支援に関する調査・分析・研究の実施	B	B	B		

中期目標	年度評価				
	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
III. 財務内容の改善に関する事項					
1. 収入の確保等	B	B	B		
2. 寄附金事業の実施	B	A	A		
3. 奨学金貸与事業における適切な債権管理の実施	B	B	B		
4. 予算の管理及び計画的な執行	B	B	B		
IV. その他業務運営に関する重要事項					
1. 内部統制・ガバナンスの強化	B	B	B		
2. 情報セキュリティ対策の推進	B	B	B		
3. 広報・広聴の充実	B	B	B		
4. 施設及び設備に関する計画	B	B	B		
5. 人事に関する計画	B	B	B		
6. その他	B	B	B		

- ※ 1 重要度を「高」と設定している項目については、各評語の横に「○」を付す。
- ※ 2 難易度を「高」と設定している項目については、各評語に下線を引く。
- ※ 3 重点化の対象とした項目については、各評語の横に「重」を付す。
- ※ 4 評定区分はS,A,B,C,Dの5段階とする。

Ⅱ．令和3年度 返還金の回収状況等

Ⅱ - 1. 返還金回収状況 (1 / 2)



- (注) 1. 要回収額とは、当該年度中に回収すべき額（当該年度中の返還期日到来分及び前年度からの延滞分）である。
 2. 要回収額及び回収額には、繰上返還額を含まない。

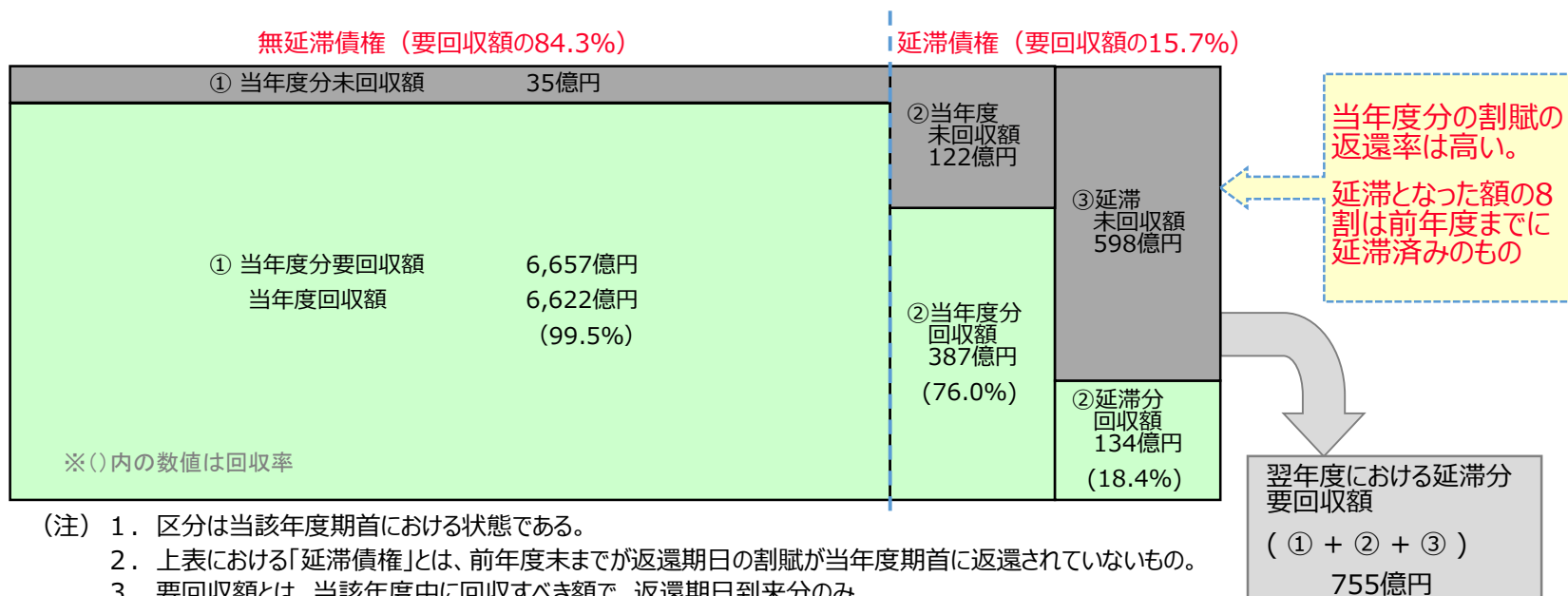
II - 2. 返還金回収状況 (2 / 2)

【要回収額の構成と回収状況 (令和3年度)】

(単位：億円)

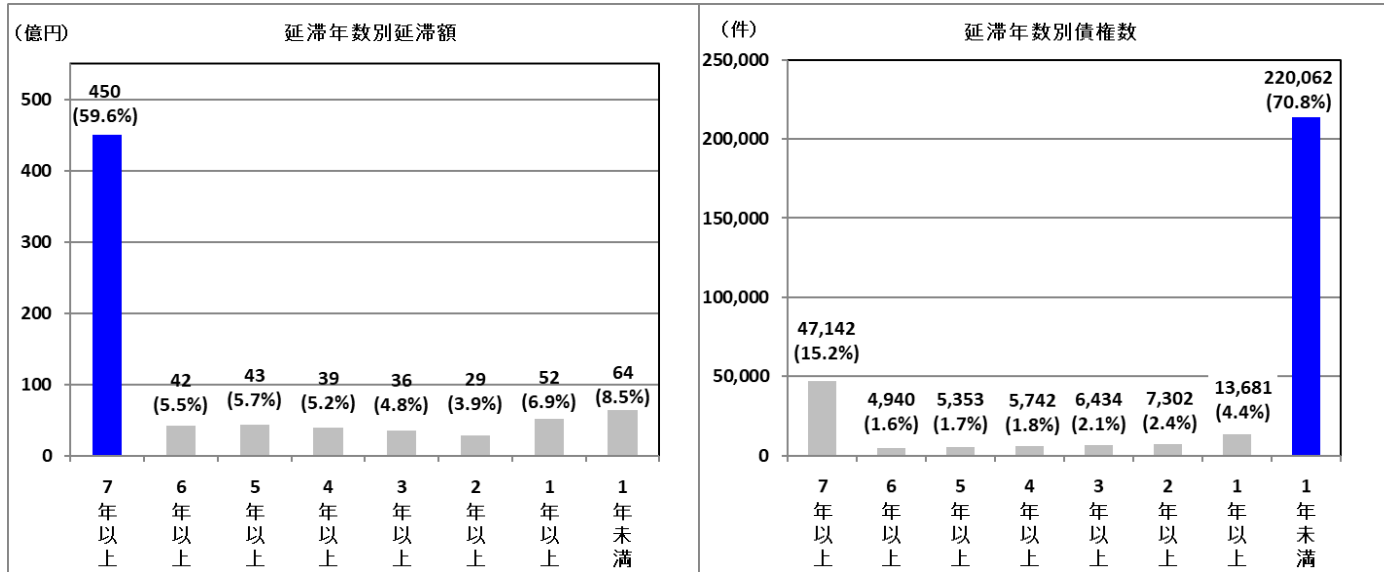
区分		要回収額	回収額	未回収額	回収率
当年度分	期首無延滞債権分 ①	6,657	6,622	35	99.5%
	うち新規返還開始分	220	216	4	98.0%
	期首延滞債権分 ②	508	387	122	76.0%
延滞分 ③		732	134	598	18.4%
計 (①+②+③)		7,897	7,142	755	90.4%

当年度分計 (①+②)	7,165	7,008	157	97.8%
延滞債権分計 (②+③)	1,240	521	719	42.0%



- (注) 1. 区分は当該年度期首における状態である。
 2. 上表における「延滞債権」とは、前年度末までが返還期日の割賦が当年度期首に返還されていないもの。
 3. 要回収額とは、当該年度中に回収すべき額で、返還期日到来分のみ。
 4. 要回収額及び回収額には、繰上返還額を含まない。
 5. () 内の数値は回収率である。

Ⅱ－３．延滞債権の延滞年数別構成



○延滞額では、延滞債権全体のうち約60%が延滞7年以上の債権

○債権数では、延滞債権全体のうち約70%が延滞1年未満の債権

(このうち約60%は延滞1年未満)

(注1) 延滞額とは当該年度末までに返済期日が到来した割賦金の集計である

(注2) グラフ内の()は、延滞債権全体に占める各延滞年数別の延滞額及び債権数の割合である

令和3年度延滞年数別状況

区分	7年以上	6年以上	5年以上	4年以上	3年以上	2年以上	1年以上	1年未満	計
延滞額 (億円)	450	42	43	39	36	29	52	64	755
債権数 (件)	47,142	4,940	5,353	5,742	6,434	7,302	13,681	220,062	310,656

区分	3年以上 1年未満	1年以上 3月未満	1年未満	計
債権数 (件)	45,466	47,873	126,723	220,062

Ⅱ－４．学種別延滞債権数割合

(単位：％)

区 分	平成28年度末	平成29年度末	平成30年度末	令和元年度末	令和2年度末	令和3年度末
第 一 種 奨 学 金	6.2	5.9	5.8	5.4	4.7	4.6
短 大	8.2	7.8	7.6	7.0	6.0	6.0
大 学	6.7	6.3	6.1	5.6	4.8	4.7
大 学 院	3.6	3.5	3.4	3.2	2.7	2.7
高 等 専 門 学 校	6.1	5.9	6.0	5.4	4.7	4.5
専 修 学 校 (専 門 課 程)	8.1	7.8	7.7	7.3	6.3	6.4
第 二 種 奨 学 金	8.2	8.1	8.0	7.5	6.6	6.6
高 等 専 門 学 校	5.4	5.5	5.4	5.4	4.5	5.1
短 大	9.2	8.9	8.8	8.3	7.2	7.4
大 学	7.5	7.3	7.2	6.8	5.8	5.9
大 学 院	5.1	5.1	5.4	5.3	4.6	4.6
専 修 学 校 (専 門 課 程)	10.4	10.2	10.2	9.6	8.5	8.6
計	7.5	7.3	7.2	6.8	5.9	5.9

(注) 延滞債権数割合 = $\frac{\text{延滞債権数}}{\text{延滞債権数} + \text{無延滞債権数}}$

高等学校等奨学金については、平成17年度より都道府県に事業を移管したため、集計からは除いている。

Ⅱ－５．３月以上延滞債権の状況

(第一種)

(単位：百万円)

区 分	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
年度末要返還債権 (a)	1,870,573	1,929,790	2,006,909	2,085,374	2,152,338	2,203,131
期末貸与金残高 (b)	2,681,156	2,752,122	2,829,152	2,912,325	2,917,300	2,903,409
年度末3月以上延滞債権 (c)	68,290	64,951	63,577	60,978	53,279	51,176
c/a	3.7%	3.4%	3.2%	2.9%	2.5%	2.3%
c/b	2.5%	2.4%	2.2%	2.1%	1.8%	1.8%

(第二種)

(単位：百万円)

区 分	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
年度末要返還債権 (a)	4,916,613	5,120,054	5,254,810	5,338,660	5,361,088	5,352,517
期末貸与金残高 (b)	6,498,152	6,622,147	6,677,588	6,694,330	6,674,749	6,632,231
年度末3月以上延滞債権 (c)	170,524	174,866	183,152	179,942	153,621	150,495
c/a	3.5%	3.4%	3.5%	3.4%	2.9%	2.8%
c/b	2.6%	2.6%	2.7%	2.7%	2.3%	2.3%

(総合)

(単位：百万円)

区 分	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
年度末要返還債権 (a)	6,787,186	7,049,844	7,261,719	7,424,035	7,513,426	7,555,647
期末貸与金残高 (b)	9,179,308	9,374,269	9,506,739	9,606,655	9,592,049	9,535,641
年度末3月以上延滞債権 (c)	238,814	239,817	246,728	240,920	206,900	201,671
c/a	3.5%	3.4%	3.4%	3.2%	2.8%	2.7%
c/b	2.6%	2.6%	2.6%	2.5%	2.2%	2.1%

- (注) 1. 「年度末要返還債権」とは、「期末貸与金残高」から貸与継続中を控除した債権額であり、返還期日未到来分を含む。
2. 合計は、四捨五入の関係で一致しない場合がある。

Ⅱ－6．減額返還者数・返還期限猶予者数

[減額返還者数]

(単位：件)

区分	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
1/2返還	16,448	12,974	11,489	11,607	11,776
1/3返還	11,604	16,590	19,413	22,217	24,418
合計	28,052	29,564	30,902	33,824	36,194

(注) 1/3返還は、平成29年度より利用可能となった。

[返還期限猶予者数]

(単位：件)

区分	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
病氣中	9,557	8,980	10,127	10,324	10,371
災害	242	151	161	117	55
入学準備	311	260	285	157	130
生活保護	4,522	4,385	5,319	5,541	5,833
経済困難・失業中等	132,366	117,801	122,877	130,564	115,547
育児休暇等	5,087	5,139	6,237	6,075	5,889
猶予年限特例	3,392	4,039	5,163	6,356	7,180
合計	155,477	140,755	150,169	159,134	145,005

(注) 「猶予年限特例」は、「所得連動返還型無利子奨学金（平成24～28年度採用者）」における経済困難等事由を含む。